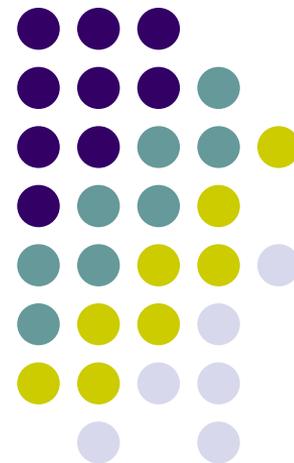
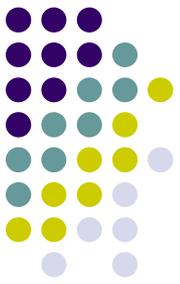


まちづくり基本条例 について

恵庭市企画振興部企画・広報課





まちづくり基本条例とは？

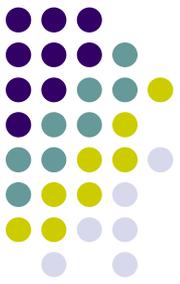
市民・議会・行政がお互いに情報を共有して、

それぞれの役割と責任を明らかにしながら

協働でまちづくりを進めるための

基本的な理念や決まり(ルール)を定める

条例のこと。

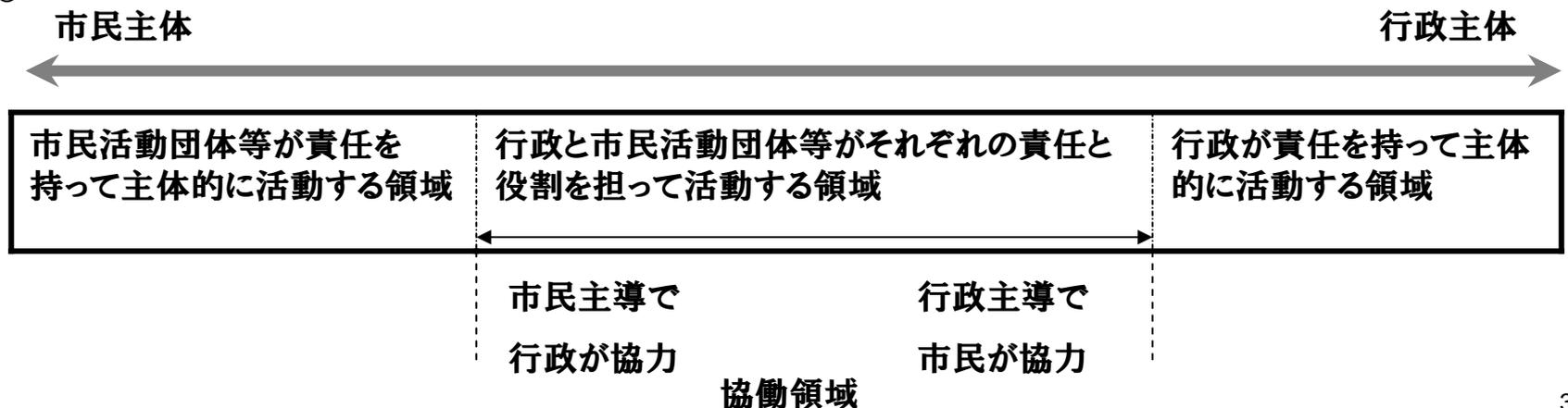


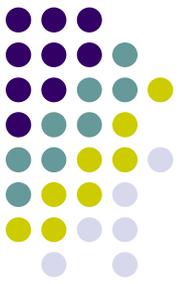
協働とは？

協働とは？

さまざまな人たちが、共通の社会目的の達成のため、それぞれの能力や特性を生かしながら、自主的に、対等の立場で「協力して」とともに活動すること。

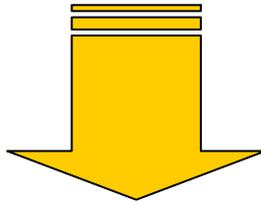
市民と行政の協働の領域





なぜ条例をつくるの？

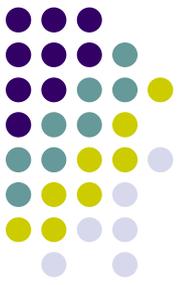
〇市では、平成20年2月に「市民と行政の協働のまちづくり指針」を策定



社会情勢をめぐる変化に応じ、新たな地域課題を解決するために、行政と市民が協力できる範囲について、お互いに「協働」したまちづくりを進めていく考えを示したもの。

市ではこの指針に基づき、まちづくりを進めてきたが、さらにこの考えを明確にし、また力強く進めるために、「**条例**」という法形式を用いることにした。

条例づくりに どう取り組んでいるの？(1)



- 平成23年9月、北海学園大学の横山純一教授を委員長に迎え、公募市民8人と市職員5人で構成する「**恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会**」を設置
- 市民委員会では、1年7ヶ月にわたり27回の委員会をはじめ、合わせて50回ほどの会議を開催し、条例素案について検討

条例づくりに どう取り組んでいるの？(2)

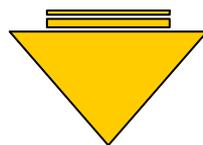


- ワークショップ(まちづくりに関する参加者の意見交換会)やフォーラム(公開討論会)を計4回開催。
- 今年3月28日、条例の素案となる「提言書」を市長に提出。
市では条例素案の提言を受け、4月には4箇所
で地区説明会、パブリックコメント(意見公募)を実施

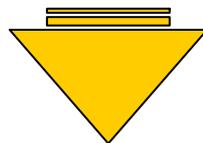
条例づくりに どう取り組んでいるの？(3)



- 恵庭市議会で条例素案について審議(まちづくり基本条例特別委員会)
- 市民からの意見をお伺いする機会の提供
(出前講座)



平成25年9月の第3回定例市議会に提案、可決



平成26年1月1日 施行

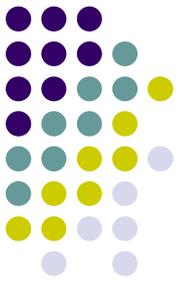


条例が目指すもの

その趣旨は素案の「前文」で表現されています！

前文では、恵庭の地名である「**恵まれた庭**」をキーワードに、私たち恵庭市民の願いを実現する手法として、「花のまちづくり」を例に、「**協働**」によるまちづくりを目指すことを明らかにしている。

前文のイメージとは……？



キーワード
「恵まれた庭」

- ①自然環境 = 澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園
風景・豊かな食資源
- ②生活環境 = 交通の利便性・きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化やスポーツ活動

「住みよい環境の中で」

願 い

- ①ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい
- ②誰もが健康で安心して暮らしたい
- ③仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい

協 働

- ①市民と市民のつながり
- ②市民と行政のつながり
- ③それぞれが果たすべき役割と責任の理解
- ④市民の手で花のまちを創ったように、自分のことから積極的に取り組む活動

「花・水・緑 人が支え合う 生活都市 えにわ」が持続的に
発展するための市民自治の確立 = 基本条例制定の意義

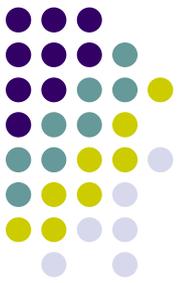


条例の構成(1)

- 9章30条で構成。
市民、議会、市のそれぞれの役割や責務、協働のまちづくりのための基本原則や、市の行政運営のあり方について記述している。

条例の特徴

- 前文に歴史観を記述せず、未来志向の観点から簡潔に書き上げたこと
- 「参加」のみならず、政策の企画段階からの「参画」する権利を保障することで市民と一体となったまちづくりを目指していること(第5条)



- 「コミュニティ」の規定をおいたこと、また、町内会などの「地域コミュニティ」がまちづくりに重要な役割を担っていること（第2条第6号、第14条）
- 職員の職務に対する姿勢を文言にあらわしたこと、管理職の規定を置いたこと（第11条）
- 条例の見直しについて、市民が参画する委員会を設置して行うことを明言していること（第30条第2項）



条例の構成(2)

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 市民(第5条・第6条)
- 第3章 議会及び議員(第7条・第8条)
- 第4章 市長、執行機関及び職員(第9条～第11条)
- 第5章 協働のまちづくり(第12条～第16条)
- 第6章 情報の共有(第17条～第20条)
- 第7章 行政運営(第21条～第28条)
- 第8章 国、北海道及び他の市町村との連携(第29条)
- 第9章 条例の見直し(第30条)



第1章 総則(第1条—第4条)

- この条例における基本的事項を規定
- 目的として、市民との協働によるまちづくりを進めることを明記
- この条例がまちづくりの「基本」であり、この条例の趣旨が尊重されること
- まちづくりの基本原則として、市民のまちづくりへの参画の保障、まちづくりに関する情報の共有について明記



第2章 市民(第5条・第6条)

- 市民の自由な意思によるまちづくりへの参画の権利や、市民の市政情報への知る権利を有することを明記
- 市民の役割として、互いに尊重し、協力してまちづくりに参加することを求める

第3章 議会及び議員（第7条・第8条）



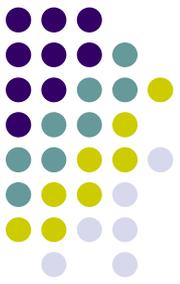
＜議会の役割＞

- 市の事務の執行監視やけん制を行う
- まちづくりの課題についての調査研究や政策形成や立案機能の充実強化
- 市民との情報共有と市民の意思の反映

＜議員の役割＞

- 公正かつ誠実な職務執行
- 政策形成能力の研さんとともに倫理観や使命感をもった判断を行うこと

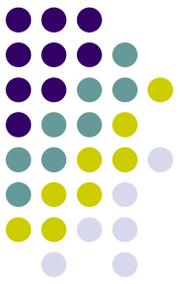
第4章 市長、執行機関及び職員 (第9条―第11条)①



＜市長の役割＞

- 恵庭の魅力発信と公正かつ誠実な市政執行
- 市政への考えを示すとともに市民との合意形成に努めること
- 市民が意見を述べる場を設けることによる市政参画の推進
- 職員の指導監督とともに人材の育成と効果的で効率的な組織運営を行わなければならないこと

第4章 市長、執行機関及び職員 (第9条―第11条)②



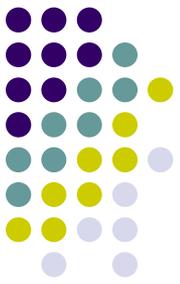
＜執行機関の役割＞

- 担当する事務を公正かつ誠実に執行すること

＜職員の役割＞

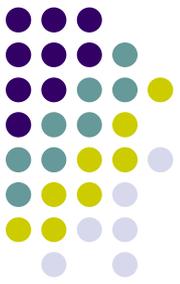
- 市民の気持ちに共感し、市民の視点にたった職務遂行を行うこと
- 職務の遂行に必要な技術や能力が向上するよう自己研さんに努めるとともに、管理職員は所属する部下の指導育成を行うこと
- 自らも市民として積極的にまちづくりに参加すること

第5章 協働のまちづくり(第12条 —第16条)



- まちづくりへの市民参加の促進やまちづくりに参加できる機会を充実させること
- まちづくりは、市民・議会・市が対等の立場で相互に理解し、信頼関係のもとに行うこと
- コミュニティの自主性や自立性を尊重するとともに活動の支援を行うこと
- 町内会などの地域コミュニティが重要であることを認識するとともに地域コミュニティとの協働を進めていくこと
- 市民説明会やパブリックコメントなどの意見を聴く機会を設けるとともに、市政の重要事項について住民投票を実施すること

第6章 情報の共有（第17条-第20条）



- 市民・議会・市はまちづくりに必要な情報を相互に共有すること
- 市はまちづくりに関する情報を積極的に提供するとともにわかりやすく説明すること
- 公文書の公開や個人情報の保護を適切に行うこと

第7章 行政運営(第21条-第28条)①



＜市政を運営するにあたっての基本原則＞

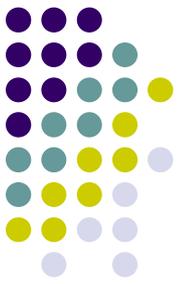
- 総合計画は市民参加により策定すること、計画の進捗管理とともに市民にわかりやすく公表すること
- 効率的かつ効果的な事務を執行するため、行政評価を実施するとともに市民にわかりやすく公表すること
- 財政運営においては、財政状況の的確な把握と中長期的見通しにたった健全な運営を行うとともに市民にわかりやすく公表すること
- 市民が利用しやすく機能的な組織を編成するとともに相互に連携し、迅速・柔軟な業務遂行を行うこと

第7章 行政運営(第21条-第28条)②



- 行政手続における公正の確保と市民の権利利益の保護を行うこと
- 出資団体等に関する状況を公表するとともに必要な指導や助言を行うこと
- 審議会などの附属機関に公募の委員を加えるよう努めるとともに、そのあり方の検討を行うこと
- 市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会のため、防犯や交通安全を推進するとともに、災害などに備えた危機管理体制を整備すること

第8章 国、北海道及び他の市町村 との連携（第29条）



- 国や北海道と相互に連携したまちづくりを進めること
- 他の市町村と連携・協力の関係を作るとともに共通する課題の解決を図ること



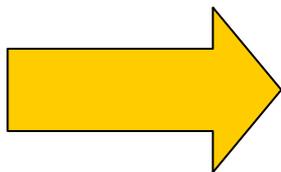
第9章 条例の見直し(第30条)

- 5年を超えない期間ごとに、条例が社会情勢にあっているかどうか検討と見直しを行うこと
- 検討や見直しをする際には、市民が参画する委員会を設置し、意見を聴くこと
- 検討や見直しの結果について市民にわかりやすく公表すること

条例ができたら、 それで終わりですか？（1）



まちづくりは、市民が主役となって進められるもの。
条例では、市民・議会・行政のそれぞれの役割と責任、
皆さんがまちづくりに参画できる機会を確保することや、
情報共有などのルール・仕組みが定められている。

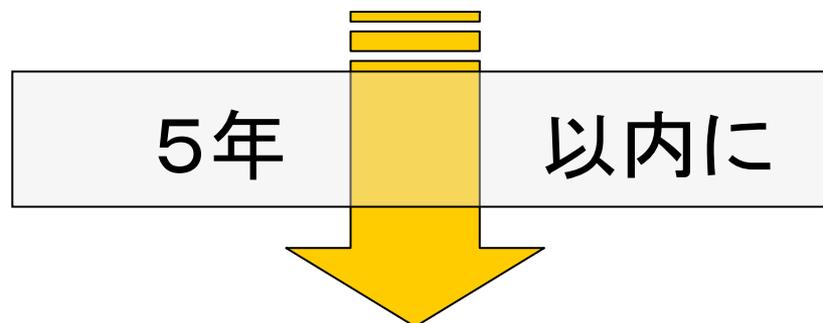


市民の皆さんがまちづくりに参加
しやすい環境づくりを目指します

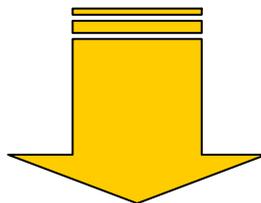
条例ができたら、 それで終わりですか？(2)



- 条例に基づく実施状況の検証



- 市民が参画する“検証のための委員会”の設置



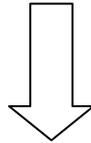
- 更なる運用の推進、条文の見直し



〈まちづくり基本条例の今後の取り組みに係るスキーム図〉

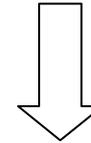
【条例の進行管理】

組織;行革推進委員会・行革推進本部
方法;行政評価事業について市民協働の観点からの
検証
理念的事項については市民意識調査を実施
時期;毎年度



【市民・職員周知】

市民周知;パンフレット・市広報・
ホームページ・出前講座
職員周知;説明会・意識調査



【条例の見直し】

組織;見直しのための市民委員会の新規設置
方法;行革推進委員会・行革推進本部で行った検証・市民意識調査をもとに、条例の運営状況及び条文の
見直しを議論
時期;条例施行から5年を超えない期間内